

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月27日

住 所 東京都豊島区南池袋 1-16-15
事業者名 西武バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚田 正敏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

車両を更新する際には継続してノンステップバスへの代替を推進するとともに、車内外における情報提供の拡充や、乗務員への教育訓練の実施により、可能な限り多くの旅客支援の提供に努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	交通バリアフリーに基づき、車両の更新に合わせて公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバスの導入を引き続き推し進める。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	車いす固定設備やスロープ等を用いた必要な役務の提供を行えるよう、マニュアルを用いて社員の教育・訓練を継続的に実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客さまへの乗降支援の実施	車いすをご利用のお客さまがご乗車される際には乗務員がスロープ板を設置するなど、可能な限りご利用されるお客さまの必要に応じた乗降支援を実施できるようにする。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内外における情報提供の拡充	車外にカラーLED行先表示器、車内においてはカラー液晶型案内表示器をそれぞれ設置する。また、行先・経路等に関する情報を音声により提供するための放送装置を設ける。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす・ベビーカーご利用のお客さまへの対応及び乗降支援に関する教育訓練	入社後、定期的に乗務員に対して行われる研修ならびに、営業所で全運転士を対象として定期的に行っている研修において体験型の訓練や教育に努める。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
走行中のバスのステップ形状のウェブサイト上への表示	お客さまがバスをご利用になる際に、ご利用になろうとするバス車両のステップの形状を事前に確認することができるよう、ウェブサイト上のバスロケーションシステムに当該車両がノンステップバスであるか否かを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

お客さまから寄せられた意見を社内で共有し、移動等円滑化の取組の改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

当社のウェブサイト上に掲載する。

VI その他計画に関連する事項

<ul style="list-style-type: none">・バス停留所の乗車位置への点字ブロックの設置に努めている。・乗降口と停留所の隙間が小さくなるよう正着性の向上に努めている。
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。